

今後の参与会議の予定について

- 海洋基本計画策定後、総合海洋政策本部においては、計画の着実な実施やそのための関係府省間の総合調整等を鋭意推進しているところ。
- このため、参与会議においては、今後、下記について審議をお願いしたいと考えているところ。
 - 1 基本計画に基づいて実施する主要施策のうち、今後更なる総合調整を要する施策の推進に関すること
 - 2 政府が毎年度行う、海洋の状況及び海洋に関して講じた施策の取りまとめ及び公表に関すること
 - 3 その他、海洋に関する施策で重要なものの企画・立案等に関すること
- なお、当面の参与会議の開催予定は以下の通り。

第5回（平成21年 2～3月頃） 主要施策の平成20年度実施状況等について

第6回（平成21年 5～6月頃） 海洋の状況及び海洋に関して講じた施策について

海洋基本法

第30条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

海洋基本計画

第3部3 施策に関する情報の積極的な公表

海洋及び海洋に関する施策の現状については、インターネット等を通じて随時公表する。さらに、毎年度、海洋の状況及び海洋に関して講じた施策を取りまとめ、適切な方法により公表する。